

## 重要事項説明書（契約概要）

この『重要事項説明書（契約概要）』は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願い致します。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1. 保険商品の特長としくみ

## ●基本事項

## 1. 保険商品の名称

正式名称	保険料払込免除特約付 無解約返戻金型収入保障保険	保険料払込免除特約付 無解約返戻金型優良体収入保障保険
ペットネーム	レスキューパック 収入保障保険	レスキューパック 優良体収入保障保険

2. 保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・保険料払込方法（経路）等  
お申込みいただく保険契約のご契約内容については、提案書または申込書でご確認ください。

## 【ご注意】

2013年9月26日現在、「年金受取ロングプラン（年金支払期間を保険期間より長く設定するタイプ）」はお取り扱いしておりません。

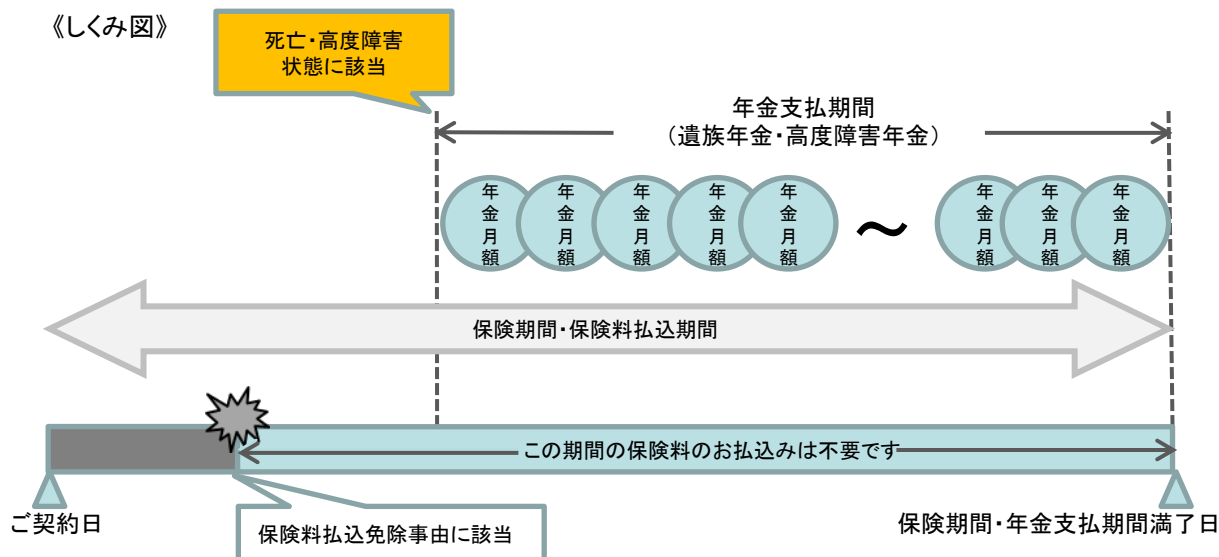
## 3. 保険料

- ・保険料は、被保険者の性別、ご契約年齢、保険料払込方法等によって異なります。個別の保険料については提案書または申込書でご確認ください。
- ・健康状態ならびに喫煙の状況が所定の基準を満たしている場合には、「無解約返戻金型収入保障保険」より保険料が割安な「無解約返戻金型優良体収入保障保険」にご加入いただくことができます。（所定の基準については次ページを参照ください。）

## ●保険商品の特長

- ・保険期間中に被保険者が死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき、保険期間満了まで、毎月、遺族年金または高度障害年金をお受け取りいただけます。
- ・保険期間満了の直前に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合でも、保険期間の満了日を超えて一定期間は年金をお受け取りいただける「最低支払保証期間」を選択（2年・5年・10年のいずれか）いただけます。
- ・年金は、毎月お受け取りいただく方法に代えて一括してお受け取りいただく方法も選択いただけます。
- ・保険料払込免除特約により、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態に該当したとき等は、以後の保険料のお払込みが免除されます。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。

## 《しくみ図》



## 2. 主契約の保障内容について

### 1. 保障内容

年金の種類	遺族年金	高度障害年金
受取人	年金受取人	被保険者(※1)
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態(※2)に該当されたとき
免責事由	(1) 責任開始日(または復活日)から起算して3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または遺族年金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱	(1) 保険契約者または遺族年金受取人の故意 (2) 戦争その他の変乱

(※1) ご契約者が法人で、かつ遺族年金受取人である場合には、法人が高度障害年金の受取人となります。

(※2) 所定の高度障害状態については、『無解約返戻金型収入保障保険 普通保険約款(別表3) 対象となる高度障害状態』をご参照ください。

#### 【ご注意】

遺族年金と高度障害年金は重複してはお支払いしません。

### 2. 保険料の払込免除(主契約)

責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態(※)に該当されたときはその後の保険料の払込が免除されます。

(※) 所定の身体障害状態については、『無解約返戻金型収入保障保険 普通保険約款(別表4) 対象となる身体障害の状態』をご参照ください。

免責事由	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき／被保険者の犯罪行為によるとき 等 【ご注意】 疾病により身体障害状態に該当された場合は対象外となります。
------	--

### 3. 優良体保険について

・健康状態ならびに喫煙の状況が当社の定める以下の基準を満たしている場合には、同じ保障内容で、「無解約返戻金型収入保障保険」より保険料が割安な「無解約返戻金型優良体収入保障保険」にご加入いただくことができます。

・「無解約返戻金型優良体収入保障保険」に適用される保険料率は「優良体保険料率」と「非喫煙者優良体保険料率」があり、「非喫煙者優良体保険料率」の方がより保険料が割安です。

優良体加入基準	①健康状態および身体状態が、当社所定の引受基準において良好であると認められること ②血圧値が次の範囲内であること < 最大血圧140未満、最小血圧90未満 > ③BMI(ボディ・マス・インデックス)の値が次の範囲内であること < 18.0以上～27.0以下 > BMI=体重(キログラム)÷[身長(メートル)] <sup>2</sup>
非喫煙者優良体加入基準	上記①～③に加え ④過去1年以内に喫煙していないこと ⑤喫煙検査の結果、コチニン含有量が当社の定める範囲内であること

#### 【ご注意】

※「無解約返戻金型優良体収入保障保険」へお申込みの際は、医師による診査または健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。

※さらに、非喫煙者優良体保険料率にお申込みの際は所定の喫煙検査が必要となります。

※年齢、保険期間によっては、「無解約返戻金型優良体収入保障保険」の保険料が、「無解約返戻金型収入保障保険」の保険料と同額になる場合があります。

## 3. 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。

#### ●リビング・ニーズ特約

保険金の種類	特定状態保険金
支払額／受取人	遺族年金の年金現価(※1)の範囲内かつ3,000万円限度(※2)／被保険者(※3)
支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき
主な制限事項	・主契約は、支払われた特定状態保険金に対応して、一部消滅(一部が指定された場合)または全部が消滅(全部が指定された場合)します。 ・主契約の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金はお支払いできません。

(※1) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき遺族年金の現価のことをさします。

(※2) 特定状態保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月間の「指定保険金額」に対応する利息および保険料を差し引いた金額とします。(「指定保険金額」とは、上記(※1)の遺族年金の現価をさします。)

(※3) ご契約者が法人で、かつ遺族年金受取人である場合には、法人が特定状態保険金の受取人となります。

## ●保険料払込免除特約

主契約の保険料払込期間中に、以下の1～5のいずれかの事由に該当されたとき、以後の主契約および特約の保険料のお払込みは免除されます。

1. 責任開始期前を含めて初めて所定の**悪性新生物**(※1※2)に罹患したと医師により診断確定されたとき。
2. 責任開始期以後に**急性心筋梗塞**(※2)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、**労働の制限を必要とする状態**(※3)が継続したと医師によって診断されたとき。
3. 責任開始期以後に**脳卒中**(※2)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
4. 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、**所定の身体障害状態**(※4)に該当したとき。
5. 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として**所定の介護を要する状態**(※5)に該当し、さらにその状態が、その該当した日から起算して、継続して180日あると医師に診断確定されたとき。

(※1) つぎの①～③については保険料の払込免除の対象とはなりません。①上皮がん②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん③責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物

(※2) 詳しくは『保険料払込免除特約条項(別表2)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中』をご参照ください。

(※3) 労働の制限を必要とする状態とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。

(※4) 所定の身体障害状態については、『保険料払込免除特約条項(別表3)対象となる身体障害の状態』をご参照ください。

(※5) 所定の介護を要する状態については、『保険料払込免除特約条項(別表4)対象となる要介護状態』をご参照ください。

### 【ご注意】

- ・この特約は、ご契約の途中で付加することはできません。
- ・この特約に解約返戻金はありません。

## ●5年ごと利差配当付年金払特約

この特約を付加されることにより、未払年金現価の全部または一部を一時金ではなく、年金でお受取りいただけます。なお、将来お受取りいただく年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出します。この特約は5年ごと利差配当付で、責任準備金の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

## ●指定代理請求人特約

この特約を付加されることにより、年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない会社所定の事情があるときに、年金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができます。

※特約についての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

## 4. 契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

## 5. 解約と解約返戻金について

### ●解約について

- ・保険契約者は、年金支払事由の発生前に限りいつでも保険契約を解約することができます。

### ●解約返戻金について

全期払	・保険期間を通じて <b>解約返戻金はありません。</b>
短期払	・保険料払込期間中の解約 : <b>解約返戻金はありません。</b> ・保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、経過年月数により計算した解約返戻金があります。なお、多くの場合その解約返戻金は、払込保険料の合計額を下回り、保険期間満了日の解約返戻金は0になります。

※「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じものを、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

## 6. その他

### ●その他の取扱いについて

「保険料の振替貸付」「契約者貸付」「延長定期保険への変更」「払済保険への変更」はお取扱いしておりません。

■ご契約に際しては、「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」もあわせてご覧ください。特に、主契約および特約に関する保険金をお支払いできない場合(免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合等)については、必ずご確認ください。

■〔社〕生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は〔社〕生命保険協会です。

詳細は「重要事項説明書(注意喚起情報)」の『12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先』をご確認ください。

■ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 **AIG富士生命総合サービスセンター**  
フリーダイヤル **0120-211-901** 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)  
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社: 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

登録No: FL111D1308 登録年月日: 2013年8月28日

## 重要事項説明書（注意喚起情報）

この『重要事項説明書（注意喚起情報）』は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。この注意喚起情報のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1. クーリング・オフ制度について

- ・申込者またはご契約者は、ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度について記載された書面をお受取りいただいた日のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ・この場合、お申込みいただいた金額を全額返還します。ただし、当社が指定する医師の診察が終了した時や、法人をご契約者とする場合等は、お申込みの撤回またはご契約の解除はできません。

## 2. 健康状態・職業などの告知義務

## (1)告知義務について

- ・生命保険は、多数の方々が入会し、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が無条件に契約すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
- ・ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ・医師の診察を受けられた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

## (2)告知受領権について

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

## (3)傷病歴等がある場合の引受対応について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約のお引受けをお断りすることもあります。また、「保険料の割増」「保険金等の削減」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

## (4)告知が事実と相違する場合

- ◆告知していただくことからは、告知書に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
  - ・責任開始日または復活日から2年を経過していても、年金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
  - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
  - ・当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社はご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約または特約を解除することができます。
  - ・「年金等の支払事由または保険料払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
  - ・当社がご契約または特約を解除する場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金等をお支払いできないことがあります。
  - ・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金等をお支払いできないことがあります。
  - ・この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日または復活日から2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 3. 保障の責任開始期について

## (1)「責任開始期に関する特約」を付加されない場合

この契約の「第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。）」を当社が受け取った時または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、「第1回保険料を当社が受け取った時」となります。

## (2)「責任開始期に関する特約」を付加される場合

この契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

#### 4. 契約確認・保険金、給付金、年金等確認制度について

- ◆当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込後または保険金、給付金、年金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
- ◆事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金、給付金、年金等をお支払いいたしません。また、保険料払込免除をいたしません。

#### 5. 年金等のお支払いに関する手続き等の留意事項

- ◆支払事由、ご請求手続き、年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆お客さまからのご請求に応じて、年金等のお支払いを行う必要がありますので、年金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の募集人、最寄りの支店または『AIG富士生命 総合サービスセンター』にご連絡ください。
- ◆当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆年金等の支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆年金等の代理請求について
  - ・年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約が付加されていれば、年金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができます。
  - ・ご契約者から、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を指定代理請求人の方へ、必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

#### 6. 年金等をお支払いできない場合等

年金等をお支払いできない場合または保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

##### (1) 免責事由に該当した場合

例: 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺、保険契約者または遺族年金受取人の故意(遺族年金)  
保険契約者または被保険者の故意、戦争その他の変乱(高度障害年金)

##### (2) 高度障害年金のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合

- ・年金等のお支払い(保険料のお払込みの免除を含みます。)は、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、支払事由に該当しません。
- ・ただし、責任開始日から2年を経過した場合は、責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因として支払事由に該当した場合でもお支払いするケースがあります。

##### (3) 告知義務違反による解除の場合

ご加入(復活)に際して、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約または特約が解除されたとき

##### (4) 重大事由による解除の場合

年金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または年金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

##### (5) ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に年金等の支払事由が生じたとき

##### (6) 保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

##### (7) 年金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

#### 7. 払込猶予期間とご契約の効力

- ◆第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。保険料払込期月中にご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- ◆払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります(失効)。
- ◆「責任開始期に関する特約」を付加された場合の第1回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までとなります。払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、保険契約は責任開始日に遡って無効となります(保障がなくなります)。

#### 8. 効力を失ったご契約の復活

- ◆保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から3年以内であればご契約の復活をお申込みいただけます。
- ◆この場合、あらためて告知または診査をしていただきますので、健康状態などによっては復活ができないこともあります。また、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。告知または診査の結果、当社が復活を承諾した場合には、延滞保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から、保険契約上の責任を負います。

## 9. 解約と解約返戻金

- ◆ 保険契約者は、年金支払事由の発生前に限りいつでも保険契約を解約することができます。
  - ◆ 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の年金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額を基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
    - ・解約返戻金の額は、保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。
  - 全期払の場合・・・保険期間を通じて解約返戻金はありません。
  - 短期払の場合・・・保険料払込期間中の解約・解約返戻金はありません。
    - ・・・保険料払込期間満了後の解約：保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、経過年月数により計算した解約返戻金があります。なお、多くの場合その解約返戻金は、保険料払込合計額を下回り、保険期間満了日の解約返戻金は0になります。
- ※「全期払」は保険期間と保険料払込期間が同じもので、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- ◆ **保険料払込免除特約が付加されている場合、保険料払込免除特約については解約返戻金はありません。**

## 10. 保険金額・給付金額・年金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額・年金等額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますがこの場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
- お問い合わせ先  
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～12時、13時～17時  
 ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

## 11. 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。）して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。
- (1) 現在のご契約についての留意事項
  - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約した場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
  - ・現在のご契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
  - ・現在のご契約を解約・減額等された場合、新たなご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります。
- (2) 新たなご契約についての留意事項
  - ・新たなご契約の保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
  - ・一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態によっては、お引受けできない場合や特別な条件をつけてお引受けする場合があります。
  - ・新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
  - ・詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
  - ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
  - ・新たなご契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、保険金、給付金、年金等のお支払いができません。
  - ・新たにお申込みの保険料払込免除特約の責任開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物と診断確定されても主契約および特約の保険料の払込を免除しません。
  - ・新たなご契約の責任開始日から起算して3年以内の自殺の場合には、保険金、年金等をお支払いできない場合があります。

## 12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ◆ （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
- ◆ 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては、AIG富士生命総合サービスセンターへご連絡ください。

**AIG富士生命総合サービスセンター：TEL 0120-211-901**

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます）9時～17時